様式第11号(第10条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

色　麻　町　長

保険給付の一時差止通知書

　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました国民健康保険に係る保険給付については、あなたの国民健康保険税に滞納があるため、国民健康保険法第63条の2第1項及び第2項の規定により、下記のとおり支払の一時差止をします。

記

１　国民健康保険に係る保険給付

　　(1)　保険給付の種類

　　(2)　保険給付の支給決定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　(3)　上記のうち支払の一時差止をする額　　　　　　　　　　　　　　　　円

　2　差止をする理由

　　 国民健康保険税に滞納があるため(別紙滞納・未納金額明細表のとおり)

　3　国民健康保険税を納付することができないことについて、特別の事情を有することになった場合は、直ちに、「特別の事情に関する届出書」(様式第2号)を提出してください。

1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

2　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、色麻町を被告として（訴訟において色麻町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。